

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN  
 社会保険労務士 武用 貫汰  
 〒573-0013  
 大阪府枚方市星丘1-26-14  
 電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291  
 e-mail：kanroumu3.lcocoa@ares.eonet.ne.jp

## テレワークを行う従業員の 本音は？ ～連合総研調査結果から

### ◆テレワークを行う従業員 の本音は？

連合総合生活開発研究所（連合総研）が行った「第41回 勤労者短観（勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート調査）」は、全国の20代から60代前半までの民間企業に雇用されている人（4,307人）を対象に行われたものです。今回の調査結果（速報）では、よりテレワークを行う従業員の本音に近い回答を知ることができます。

### ◆Zoom等の利用状況

ビデオ対話型のコミュニケーションツール（ZoomやSkype、Teams、Webexなど）の利用状況を尋ねたところ、下記の項目については、「まったく使わない」という回答が60～70%となっています。

- 職場の会議・打ち合わせ
- 取引先や顧客との打ち

合わせ（オンライン商談など）

- 上司への報告・連絡・相談
- 教育研修

いくつかの機関で行われているテレワークの実施率の調査を見ると、実施率は30%程度ですので、それと符合しているようにも見えます。

### ◆会社の支援

パソコンの貸与や業務に必要なデータ等へのアクセス方法を会社が準備するのは当然として、さらに一歩踏み込んだ支援も必要なようです。調査では、次のような施策について、会社の支援が少ないと感じている人が多いようです。カッコ内は「あまり支援されていない」と「全く支援されていない」の回答の合計です。

- 在宅勤務・テレワークの実施に向けた研修の実施（64.9%）
- 通信費に対する手当の支払い（75.8%）
- 光熱費に対する手当の

### 支払い（78.7%）

テレワークの実施率は相対的には低いとはいえ、今回のコロナ禍を機に、コミュニケーションツールは一段と進歩しましたし、リモートで仕事ができる環境整備の必要性については、一過性のもので終わることはないと思われれます。これからの労務管理でむしろ積極的に検討すべきポイントとなるでしょう。

【連合総研「第41回勤労者短観 調査結果（速報）の公表について」】

<https://www.rengo-soken.or.jp/work/2021/04/271300.html>

### ・「選択的週休3日制」の導入に向けて議論開始

自民党の一億総活躍推進本部は、希望する社員が週3日休むことができる「選択的週休3日制」の導入に向けた議論を進めており、政府は、今夏の経済財政運営と改革

の基本方針（骨太の方針）に盛り込む方向で調整しています。

#### ◆コロナ禍の柔軟な働き方の後押しに

厚生労働省の「令和2年度就労条件総合調査」の結果によると、全体の82.5%の企業が「週休2日制」を採用（うち44.9%は「完全週休2日制」を採用）し、8.3%の企業が「完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度」を採用しています。

近年、働き方改革推進の一環として、大企業を中心に週休3日制を導入する企業が増えていますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、中小企業でも在宅勤務や柔軟な働き方への対応が求められるようになりました。そこで、政府は、労働生産性を高めながら働き方の選択肢を広げるために「選択的週休3日制」の導入を促す議論を開始しました。

#### ◆メリットと課題

自民党の一億総活躍推進本部が示した「選択的週休3日制」のメリットは以下のとおりです。

- ・育児や介護、治療に充てる時間の増加
  - ・リカレント教育(学び直し)や大学院進学によるキャリア形成
  - ・地方での兼業やボランティア活動の促進
- 一方で、給与体系や人事評

価、労務管理への影響が懸念されます。特に1日あたりの労働時間が増え週の出勤日数が減ることによって、個人や他の従業員への業務の負担が増えることが考えられます。また、従業員の多い大企業や中小企業の人員に余裕のある部署等は導入しやすいが、従業員数の少ない中小・零細企業には導入のハードルが高いとの意見も出ています。

現在、企業は週休3日制を労使の合意などで導入することができますが、政府は「選択的週休3日制」を導入する企業に対する助成金等の支援も検討しているとしています。今後、メリットや課題について十分に議論し、労使双方の効率化が図られることを期待したいと思います。

【厚生労働省「令和2年度就労条件総合調査」】  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/20/dl/gaiyou01.pdf>

#### 6月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

##### 1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

##### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特

別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

##### 30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

##### 雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

#### ～当事務所より一言～

ワクチン接種が進み、長かった新型コロナトンネルの出口が見えて来たように感じてます。正常社会に戻ることを祈ります。